七　移転会社を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面
イ　当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額
ロ　当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前における移転対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性
ハ　保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性
第九十条第二項第九号を次のように改める。
九　移転先会社を保険者とする保険契約（外国保険会社等にあっては、日本における保険契約）について、次に掲げる事項を記載した書面
イ　当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金（外国保険会社等にあっては、法第百九十九条において準用する法第百十六条第一項の責任準備金をいう。ロ及びハ並びに次条第二号において同じ。）その他の準備金の額
ロ　当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転後における移転対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性
ハ　保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性
第九十条第二項第十号中「公告」の下に「及び通知」を加え、同項第十一号中「第百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数」を「第百三十七条第一項の異議を述べるべき期間内に異議を述べた移転対象契約者の数」に、「第百三十七条第四項」を「第百三十七条第三項」に改め、「第二百五十一条第二項」の下に「及び第三項」を、「適用する場合」の下に「並びに法第二百七十条の四第九項の規定により読み替えて準用する場合」を加え、同項中第十三号を第十八号とし、第十二号を第十七号とし、第十一号の次に次の五号を加える。
十二　前号の異議を述べた移転対象契約者の異議の理由及び当該異議に対する移転会社又は移転先会社の対応を記載した書面
十三　移転対象契約者に対する剰余金の分配をする場合には、その額及びその算出方法並びにその分配の方法を記載した書面
十四　移転会社及び移転先会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率及び保険契約の移転の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率を記載した書面
十五　移転先会社の移転対象契約に係る業務の実施体制及びサービスの内容を記載した書面
十六　保険契約の種類ごとに法第百三十七条第五項に規定する場合において解約する旨を申し入れた移転対象契約者の数並びに同項の規定により移転会社が払い戻すべき金額及びその算出方法を記載した書面
第九十条の次に次の一条を加える。
（保険契約の移転の認可の審査）
第九十条の二　金融庁長官は、前条第一項の規定による認可の申請に係る法第百三十九条第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。
一　保険契約の移転の目的及び移転対象契約の選定基準が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。
二　保険契約の移転後において、移転会社を保険者とする保険契約及び移転先会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられることが見込まれること。
三　保険契約の移転後において、移転先会社の第三十条の五第一項第一号の社員配当準備金又は第六十四条第一項の契約者配当準備金（外国保険会社等にあっては、第百四十六条第一項の契約者配当準備金）が適正に積み立てられることが見込まれること。
四　保険契約の移転後において、移転会社及び移転先会社の保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であると見込まれること。
五　移転会社が、移転対象契約者に対して剰余金の分配をする場合には、当該分配が適正に行われるものであること。
第九十一条第一号中「から第四項まで」を「から第三項まで」に改める。
第百五条の二の四第一号中「及び第百五条の五の四」を削る。
第百五条の三を次のように改める。
（会社分割に係る公告事項）
第百五条の三　法第百七十三条の四第二項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。
一　法第百七十三条の四第二項の規定による公告をする場合（次号に掲げる場合を除く。）　次に掲げる事項
イ　分割当事会社の会社分割後における資本金の額
ロ　吸収分割会社（法第百七十三条の四第一項第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この条及び第百五条の六第一項第六号において同じ。）又は新設分割会社（法第百七十三条の四第一項第三号に規定する新設分割会社をいう。以下この条、第百五条の五の三第三号及び第百五条の六第一項第六号において同じ。）に対する金銭等の割当てに関する事項
ハ　吸収分割会社又は新設分割会社の新株予約権者に対する新株予約権の割当てに関する事項
ニ　会社分割後における保険契約者の権利に関する事項
二　保険契約を承継させる分割であって、法第百七十三条の四第二項の規定による公告をする場合　次に掲げる事項
イ　前号に掲げる事項
ロ　分割当事会社の直近の事業年度における保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第百三十条（法第二百七十二条の二十八において準用する場合を含む。）の保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下このロ及び第百五条の六において同じ。）及び保険契約の承継の日に見込まれる保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率
ハ　分割後における分割対象契約（法第百七十三条の二に規定する分割対象契約をいう。第百五条の六第一項及び第百五条の六の二第一号において同じ。）に関するサービスの内容の概要
ニ　法第百七十三条の四第八項に関する事項
第百五条の四次に次の一条を加える。
（吸収分割会社等が払い戻すべき金額）
第百五条の四の二　法第百七十三条の四第八項に規定する内閣府令で定める金額は、第六十九条第一項第二号の二又は第七十条第一項第三号の払戻積立金として積み立てた金額とする。
第百五条の五中「第百七十三条の四第十項」を「第百七十三条の四第十一項」に改め、同条第一号ロ中「から第八項まで」を「から第七項まで及び第九項」に改め、同号ハ及び同条第二号ハ中「及び」を「並びに」に、「から第八項まで」を「から第七項まで及び第九項」に改める。
第百五条の二中「第百七十三条の四第十項」を「第百七十三条の四第十一項」に改め、同条第三号中「及び」を「並びに」に、「から第八項まで」を「から第七項まで及び第九項」に改める。
第百五条の五の三中「第百七十三条の四第十項」を「第百七十三条の四第十一項」に改め、同条第二号中「から第八項まで」を「から第七項まで及び第九項」に改める。
第百五条の五の四を次のように改める。
（分割手続中の契約に係る通知事項）
第百五条の五の四　法第百七十三条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、第百五条の三第二号に掲げる事項とする。
第百五条の六第一項第六号及び第七号を次のように改める。
六　会社分割により保険契約を承継させる場合においては、次に掲げる書類
イ　分割対象契約の選定基準及び対象範囲を記載した書面